



認知症支援等を強化！コンビニエンスストア事業者等と高齢者の見守り・災害時における応急物資の供給に関する事業連携協定を締結しました。

協定締結日 5月31日（木）

会場 練馬区役所 地下多目的会議室（豊玉北6-12-1）

31日、区は、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマートおよび(株)イトーヨーカ堂の3社と、「高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結した。協定内容は、コンビニエンスストア等の従業員が支援の必要な認知症高齢者等を発見した際に、地域包括支援センターへ連絡する。緊急性があると判断した場合は、警察・消防へ通報するというもの。

締結式当日は、区内コンビニエンスストア等のオーナー96名が出席する中、前川耀男練馬区長と3社の代表者が協定文書の取り交わしを行った。

前川区長は挨拶の中で、「認知症高齢者のご家族への支援は、極めて重要な課題。これは行政だけでは限界があり、高齢者の日常生活を支える重要な社会資源であるコンビニエンスストアの活動には注目・期待をしている。」と述べ、この高齢者見守り協定を契機に、区民生活に身近なコンビニエンスストアが、区の様々な政策への連携に発展していくことへの期待を述べた。

また、(株)イトーヨーカ堂とは、災害時に区の要請により、提供可能な食料品等の物資を供給する「災害時における応急物資の供給に関する協定」を併せて締結した。



▲協定文書取り交わしの様子

【協定の内容】

1 高齢者見守りネットワーク事業協定（セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、イトーヨーカ堂）

(1) 協定内容

- ア 高齢者に異変が見られた場合の地域包括支援センターへの連絡
- イ 生命の保護等の観点から緊急性があると判断した場合の警察・消防への通報

(2) 協定を契機に協力いただく内容

- ア 店舗へのチラシ等の広報物の設置協力
- イ 区・地域包括支援センターが開催する研修・会議への協力、出席協力

2 災害時における応急物資の供給に関する協定（イトーヨーカ堂※）

(1) 協定内容

- ア 災害時、区からの要請による提供可能な食料品等の物資の供給
- イ 災害時、各店舗の営業継続・早期営業再開のため、区による通行可能な道路情報の提供

※災害時の物資供給協定は、(株)ファミリーマートと、2017年（平成29年）3月に締結済み

【参考】練馬区内の店舗数（平成30年5月31日現在）

セブン-イレブン（101店舗）、ファミリーマート（102店舗）、イトーヨーカ堂（2店舗）

【問い合わせ】

- 協定締結式について : 練馬区 協働推進課 協働推進担当係 03-6759-9119
- 高齢者見守りネットワーク事業協定について : 練馬区 高齢者支援課 管理係 03-5984-4582
- 災害時における応急物資の供給に関する協定について : 練馬区 防災計画課 防災計画係 03-5984-1327



▲締結式の様子①
(FCオーナー様 集合写真)



▲締結式の様子②
(FCオーナー様 集合写真)